

都道府県・ 政令指定都市名	06 川崎市
------------------	--------

時点：2021年4月1日（特に記述のある場合を除く）

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	市民文化局人権・男女共同参画室
担 当 職 員 数	3 人 (専任 3 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議
設 置 年 月 日 (西 暦) ・ 根 拠	1999年4月1日 根拠： 川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議設置要綱
長 の 役 職	副市長

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	川崎市男女平等推進審議会
設 置 年 月 日 (西 暦)	2002年2月19日
構 成 員	13 人 (女性 6 人、男性 7 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2018 年 4 月 ~ 2022 年 3 月
名 称	第4期川崎市男女平等推進行動計画(かわさき☆かがやきプラン)
改定・見直しの予定時期	2022年4月1日
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	男女平等かわさき条例
	公 布 日(西 暦)	2001年6月29日
	施 行 日(西 暦)	2001年10月1日
	最 終 改 正 日	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦)：	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況：
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード	1:2021年4月1日	2:その他(西暦)	2021年6月1日
目 標 値	(西暦) 2021 年度まで 40 %		
根 拠	川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱、第4期川崎市男女平等推進行動計画		
目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関と附属機関の下に設置される部会、地方自治法第174条の規定に基づく専門委員、要綱等に基づき開催される懇談会		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード 2	審議会等数(270)うち女性委員を含む審議会等数(248)	延総委員等数(2,930)延女性委員等数(914) 女性比率(31.2)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード 2	審議会等数(127)うち女性委員を含む審議会等数(119)	延総委員等数(1,863)延女性委員等数(589) 女性比率(31.6)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード 2	審議会等数(19)うち女性委員を含む審議会等数(18)	延総委員等数(619)延女性委員等数(202) 女性比率(32.6)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード 1	審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(6)	延総委員等数(49)延女性委員等数(10) 女性比率(20.4)
目標値以外の目標設定	女性委員ゼロの審議会等をなくす		
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2 有の場合、1. 公表 2. 非公表
	人材名簿がある場合	掲載人数	人 (年 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1
	そ の 他	事協協議制の実施	

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

調査時点コード	1:2021年4月1日	2:その他(西暦)										
管理職総数	(人) (A)=(G+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	女 性 管 理 職 の 内 訳								
				部長相当職			次長相当職			課長相当職		
				(人)	うち女性 数(D)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(F)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(H)	女性 比率(%)
本庁	計	574	63	11.0	145	4	2.8			429	59	13.8
	うち一般行政職	453	45	9.9	114	4	3.5			339	41	12.1
支庁・地方事務所等	計	576	142	24.7	185	36	19.5			391	106	27.1
	うち一般行政職	248	58	23.4	53	11	20.8			195	47	24.1
全体	計	1,150	205	17.8	330	40	12.1	0	0	820	165	20.1
	うち一般行政職	701	103	14.7	167	15	9.0	0	0	534	88	16.5
再掲	警察関係	0	0									
	教育委員会	82	17	20.7	12	0	0.0			70	17	24.3

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2021年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	254	56	22.0	823
	うち一般行政職	176	37	21.0	619	106	17.1
支庁・地方事務所等	計	329	81	24.6	941	304	32.3
	うち一般行政職	164	38	23.2	432	92	21.3
全体	計	583	137	23.5	1764	448	25.4
	うち一般行政職	340	75	22.1	1051	198	18.8
再掲	警察関係						
	教育委員会	31	8	25.8	174	63	36.2

問7-3 新規昇任者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	66	11	16.7	66	13	19.7	91
	うち一般行政職	55	9	16.4	47	11	23.4	71	14	19.7
支庁・地方事務所等	計	45	11	24.4	47	16	34.0	94	37	39.4
	うち一般行政職	30	7	23.3	26	7	26.9	52	12	23.1
全体	計	111	22	19.8	113	29	25.7	185	54	29.2
	うち一般行政職	85	16	18.8	73	18	24.7	123	26	21.1
再掲	警察関係									
	教育委員会	8	5	62.5	9	2	22.2	18	10	55.6

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長級	○					○	◎				
補佐級	○					○	◎				
係長級	○		○			○	◎				

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	1,731	618	35.7
昇格試験			

問7-6 女性公務員の採用状況(2020年4月1日～2021年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	553	271	49.0
うち上級	319	129	40.4
うち一般行政職	220	112	50.9
うち上級	178	86	48.3
うち警察関係			
うち上級			

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	川崎市職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	第1条 この要綱は、市長事務部局に勤務する一般職に属する職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

問7-9: 防災・危機管理部局(消防・防災・国民保護・危機管理担当を含む。ただし、出先機関は除く。)への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2021年4月1日 2:その他(西暦)

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)		うち管理職数(人)		うち女性数(人)	
	女性数(人)	女性比率(%)	女性数(人)	女性比率(%)	女性数(人)	女性比率(%)
36	2	5.6	10	0	0.0	

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	川崎市男女共同参画センター		愛称・通称	すくらむ21
設置年月日(西暦)	1999年9月1日		施設形態	2 1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号: 213-0001 住 所: 神奈川県川崎市高津区溝口2丁目20番1号 電話番号: 044-813-0808 FAX番号: 044-813-0864 ホームページ: https://www.scrum21.or.jp/			
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名:) ○ 指定管理者(名称: 社会福祉法人共生会SHOWA) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名:) ○ 指定管理者(名称: 社会福祉法人共生会SHOWA) その他()			
職 員 数	常勤	7 人、	非常勤	12 人 予算額 2021年度 20,763 千円
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項 情報誌の発行、ホームページやSNSの活用、啓発紙作成) ○ 2. 講座(主な事項: 男女共同参画関連の講座、サロンの企画実施) ○ 3. 相談事業(主な事項 女性の総合相談、男性の電話相談、サポートグループ・自助グループ支援) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項: ホームページの更新、書籍貸出等) ○ 5. 苦情処理(主な事項) ○ 6. 交流促進(主な事項 団体交流会、すくらむ21まつり) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項: 女性リーダー養成研修や出前講座の実施、協働事業等) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:) ○ 9. 調査研究(主な事項 男女共同参画に関する意識調査や団体との協働調査等) ○ 10. その他(主な事項: 一時保育事業)			
男女共同参画・女性に関するもの	※ 実施しているもの:○			

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 かわさき男女共同参画ネットワーク 2. 無 名称等:	加盟団体数	44
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数	
問10-4 活 動 内 容	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 { 内容: 男女共同参画かわさきフォーラムの開催 }			
※ 実施しているもの:○				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

1. 担当者連絡会議の開催	}
2. 市区町村職員研修会の開催	
3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催	
4. 関係情報の収集提供	
5. 審議会等女性登用の働きかけ	
6. 補助金等の交付 名称: 概要:	
7. その他 { 内容:	

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
2. 研修受講職員の男女比を配慮
3. その他 { 内容:

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2020年度予算 (千円)	2021年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	120,166	126,201	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0 %	0 %	一般会計予算総額:820, 841, 311
男女共同参画・女性のための施設整備費	3,975	3,975	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの:○

項目の設定

1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○	○		
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○	○	
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○	○	
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○	○		
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	1
1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○	
2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	
3 役員に占める女性割合に関する項目		
4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	
5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	
6 その他「登用促進等」に関する項目	○	
7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	
8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	
9 短時間正社員制度の導入	○	
10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	
11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	○	
12 その他	○	○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	「かわさき☆えるぼし」認証制度(2、4、7、8、9、10、12)、川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」(1、4、5、6、7、8、11)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	川崎市「生産性向上・働き方改革」推進事業者表彰事業(12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 あり	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	かわさき男女共同参画ネットワーク(すくらむネット21)

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	かわさきの男女共同参画データブック
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期的場合	5 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()		

問18-1 令和2年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・男女共同参画かわさきフォーラム ・男女平等推進週間	「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けた普及・啓発を目的としたイベント 男女平等施策の周知を目的にパネル展示やチラシ配布等による啓発活動	165人程度	2月 6月
2. 表彰 ・ 3. 講座 ・デートDV予防啓発ワークショップ	若年層に対するデートDVへの正しい理解を図るために、大学生等を対象にワークショップ形式で開催	940人程度	通年
4. 相談事業 ・ 5. 情報収集・提供 ・ 6. 苦情処理 ・男女共同参画施策関係苦情処理	男女共同参画施策に関する苦情の処理・対応		通年
7. 交流促進 ・ 8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 9. 国際交流・海外派遣事業 ・ 10. 調査研究 ・ 11. その他 ・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

議 会 名	川崎市議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 欠席事由として明記した規定がある。 2. 欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	2	
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 3. その他	1	
規 則 名	川崎市議会会議規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第2条 2 議員は、出産のため出席ができないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2	
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	1		
育児	1		
家族の看護	1		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	1	公務、やむを得ない事由	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要なる場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	3	
議会におけるハラスメント防止に関する取組	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	2	
行っている取組	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他 ()		
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	2	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2	
規 則 名			
条本文文			
政治分野の男女共同参画のために実施していること 例年、小学4～6年生を対象に「夏休み子ども議場見学会」、高校生を対象に「高校生議会」を開催している。			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)〔 〕
計画、指針名	川崎市地域防災計画(震災対策編・風水害対策編)
該当部分の規定	第1部 総則 第1章 計画の方針 第8節 男女共同参画の視点への配慮【市民文化局人権・男女共同参画室、各局室区】 過去の災害発生時の経験から、被災時に増大した家事、育児、介護などの家庭的責任が女性に集中することなどの課題が明らかになっている。 こうした課題を踏まえ、災害時における様々な被害やニーズに対応するため、市では、地域防災活動における女性の参画を推進するとともに、この計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いに配慮を行うなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

調査時点コード: 2

1. 2021年4月1日 2. その他(西暦)(2021年6月1日)

1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議(会長を含む)	65	4	6.2	
	市町村防災会議(委員のみ)	64	4	6.3	
	2 民生委員推薦会	14	5	35.7	
	3 国民健康保険事業の運営に関する協議会	10	1	10.0	
	4 地方社会福祉審議会	22	2	9.1	
	5 土地利用審査会	7	3	42.9	
	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	6	30.0	
	7 公害健康被害認定審査会	14	1	7.1	
	8 地方港湾審議会	26	3	11.5	
	9 土地区画整理審議会	9	0	0.0	女性の候補者が少ないため、登用が難しい
	10 建築審査会	7	2	28.6	
	11 開発審査会	7	3	42.9	
	12 市町村都市計画審議会	19	3	15.8	
	13 介護認定審査会	259	137	52.9	
	14 精神医療審査会	15	6	40.0	
	15 市町村国民保護協議会	53	4	7.5	
×	16 地方独立行政法人評価委員会				
	17 感染症診査協議会	18	4	22.2	
×	18 市街地再開発審査会				
	19 障害支援区分認定審査会	26	6	23.1	
	20 児童福祉審議会	19	8	42.1	
	21 行政不服審査会	9	4	44.4	
	22				
×	23				
×	24				
×	25				
×	26				
×	27				
	合 計	619	202	32.6	
	女性委員0の審議会数	1			

2. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	6	2	33.3	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	農業委員会	20	1	5.0	
6	固定資産評価審査委員会	12	4	33.3	
	合 計	49	10	20.4	
	女性委員0の委員会数	0			